

農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金交付要綱

制定
21 総合第 2075 号
平成 22 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

第 1 農林水産大臣は、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総合第 2074 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第 3 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 第 1 に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表 1 の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金の相互間における流用は、してはならないものとする。

第 3 法第 5 条、令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に正副 2 部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

第 4 規則第 2 条の規定による申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に定める日とする。

第 5 事業実施主体は、規則第 3 条第 1 号の規定に基づき、交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第 2 号の補助金変更承認申請書正副 2 部を交付決定者に提出しなければならない。

第 6 規則第 3 条第 1 号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第8 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

第9 法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあっては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第4号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副2部を交付決定者に提出して行うものとする。ただし、別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書に該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第12 事業実施主体は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあっては、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

第14 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合にあっては、別記様式第9号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第10号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに交付決定者に報告するものとする。

る。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 次に掲げる通知は、廃止する。
 - (１) 食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱（平成２０年３月３１日付け１９総合１７４５号農林水産事務次官依命通知）
 - (２) 農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成１８年４月２５日付け１７国際第１４１９号農林水産事務次官依命通知）
 - (３) 環境バイオマス総合対策推進事業費補助金交付要綱（平成２１年３月３０日付け２０環第２６７号農林水産事務次官依命通知）
- 3 ２に掲げる通知により平成２１年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2、第 6 関係)

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
農山漁村 6 次 産業化対策事 業				
未来を切り拓 く 6 次産業創 出推進事業				
I 地産地消 ・販路拡大 ・価値向上				
1 農商工等連 携支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて 事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲 げる(1)か ら(5)まで の経費の相互 間における経 費の増減	
	(1) 地域農商工等連携促進対策事業 費 ア 連携企画検討費 イ コーディネーター活動支援費 ウ 交流会開催費 エ 連携人材育成費 オ 食品産業支援情報提供費 カ 新商品開発・販路拡大支援費 キ 報告書作成費	1/2 以内 (イ にあっては 2/3 以内、カ にあっては 1/2 又は 2/3 以 内)	経費の欄に掲 げるイ、カ及 びそれ以外の 経費の相互間 における増減	
	(2) 農商工等連携促進対策中央支援 事業費 ア コーディネーター活動対策費 (ア) 検討委員会開催費 (イ) コーディネーター人材育 成研修費 (ウ) コーディネーターバンクの 設置・運営費 (エ) コーディネーター活動支援 費 (オ) 活動調査費 (カ) 報告書作成費 イ 全国クラスター協議会活動 費 ウ 地域食品ブランド・育成管理 対策費 (ア) ブランド調査・ブランドア ドバイザー派遣費 (イ) ブランド確立研修会費 (ウ) 地域食品ブランド表示基準 推進費 (エ) 報告書作成費 エ 農商工等連携促進対策費	定 額	経費の欄に掲 げるアからク までの経費の 相互間におけ るそれぞれの 経費の 30% を 超える増減	

	(ア) 検討委員会・先進事例調査費 (イ) 農商工等連携研修会費 (ウ) 報告書作成費 オ 商談会等開催支援費 カ 農商工等連携情報提供支援費 キ 食品産業構造調査費 ク 優良食品・企業等推奨費			
	(3) 技術促進対策事業費 ア 農商工等連携促進技術対策費 (ア) 全国食品産業技術開発戦略作成費 (イ) 地域技術連携促進費 (ウ) 農商工等連携促進技術紹介・交流会開催費 イ 地域食品産業の技術開発力向上に資する支援費	定 額	経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	(4) 外食産業・農業等連携ビジネス確立事業費 ア 連携情報等総合発信調査検討費 イ 外食中食産業・農業等連携ビジネス確立支援費 ウ 外食産業フェア開催費	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	(5) 農水産物機能性活用推進事業費 ア 機能性成分の加工方法の整理・検討費 イ 新商品の試作・市場性評価費	定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
2 知的財産戦略・ブランド化総合事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 地域ブランド化・新需要創造支援事業費		1 経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における経費の増減 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	実施品目（課題）の変更

	(1) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業費(全国段階事業費)	定 額		
	(2) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業費(地域段階事業費) ア プロデューサー招へい費 イ 行動計画策定費 ウ 臨時専門家招へい費 エ 調査実施費 オ 基準作成費 カ 機器整備費 キ 加工品等開発費 ク 名称、ロゴ、パッケージデザイン等作成費 ケ 見本市等出展費 コ 情報発信費	1/2以内（アにあっては定額、カにあっては1/3以内）	経費の欄に掲げるア若しくはカの経費とその他の経費又はア及びカの経費の相互間における経費の増減	
	(3) 新需要創造フロンティア育成事業費	定 額		
	(4) 成分保証・分別管理システム確立推進事業費 ア 検討会の開催 イ 調査の実施 ウ 実証・試験の実施 エ 技術の普及 オ 啓発活動 カ 共同利用機械の整備	1/2以内	経費の欄に掲げるカの経費とその他の経費の相互間における経費の増減	
	2 農林水産知的財産戦略総合推進事業費		1 経費の欄に掲げる（1）から（3）までの経費の相互間における経費の増減 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	
	(1) 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応費	定 額		
	(2) 温暖化に対応した新品種の開発事業費	1/2以内		
	(3) 農林水産業の現場における知的財産（技術・ノウハウ、研究技術開発の成果等）を活用するための情報収集、発信、活用手法の開発費 ア AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討費	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減	

	イ 地域イノベーション事業費			
	ウ 農林水産知的財産情報の集積・提供等費			
3 食文化活用・創造事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		1 経費の欄に掲げる（１）及び（２）の経費の相互間における経費の増減 2 事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の30％を超える減	
	（１）全国段階事業費	定 額		
	（２）地域段階事業費 ア 検討会の開催費 イ 地域で生産された農林水産物を活用した創作料理の開発費 ウ 地域食文化発信店の認定費 エ 情報発信による周知活動の実施費 オ 講演会等の開催の実施費	1/2以内	経費の欄に掲げるアとその他の経費の相互間における経費の増減	
4 日本型食生活支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる（１）及び（２）の経費の総額の30％を超える増減	
	（１）お弁当推進事業費	定 額		
	（２）医師等を対象とした食育健康研修会費	定 額		
II 流通の効率化・高度化				
5 食品流通効率化・高度化支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる（１）から（５）までの経費の相互間における経費の増減	
	（１）一貫したコールドチェーン体制の整備事業費	1/2以内		導入機器の変更（能力に関する変更を含む。）
	（２）食品流通高度化推進調査事業費 ア 検討委員会開催費 イ 調査費 ウ 指針作成費	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの	

			経費の30%を超える増減	
	(3) 食品流通効率化推進調査事業費	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	
	ア 輸送行程効率化調査事業費 (ア) 検討委員会費 (イ) 調査費 (ウ) 報告書作成費		経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	イ 包装・荷役作業効率化調査事業費 (ア) 検討委員会費 (イ) 調査費 (ウ) 報告書作成費		経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	ウ 農業者所得向上流通調査事業費 (ア) 調査費 (イ) 報告書作成費			
	(4) 次世代流通情報インフラ調査事業費 ア 総合調査検討委員会費 イ バーコードの利用に関する調査委員会費 ウ 電子商取引の利用に関する調査委員会費 エ その他の流通情報インフラの利用に関する調査委員会費 オ 現地調査費 カ 報告書作成費	定 額	経費の欄に掲げるアからカまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	(5) 食品流通効率化・高度化推進事業費 ア 検討委員会費 イ 調査費 ウ 調査分析費 エ 報告書作成費	定 額	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
6 地域商店街等活性化支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 地域商店街等活性化推進事業費 ア 検討委員会費 イ 調査費 ウ 調査分析費 エ 報告書作成費	定 額	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
Ⅲ 国際展開				
7 輸出総合支	事業実施主体が実施要綱に基づいて		経費の欄に掲	

援事業	事業を行うのに要する次の経費		げる（１）及び（２）の相互間における経費の増減	
	（１）輸出に取り組む事業者向け対策費 ア 次世代技術者・輸出担当者育成費 イ 海外市場開拓調査費 ウ 産地ＰＲ・国内商談会費 エ 海外試験輸送費 オ 輸出環境整備費 カ 海外販売促進活動費 キ 海外ニーズ製品の試作・実証費 ク 輸出プロモーターの活用費	1/2以内	１ 経費の欄に掲げる事業費の総額又は国庫補助金の総額の30%を超える増減 ２ 経費の欄に掲げる事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費のアからクまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	１ 事業実施地域の変更 ２ 目標額の変更 ３ 選択した事業メニューの変更 ４ 輸出プロモーターの変更
	（２）マッチング対策費 ただし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は、含まない。 ア 国内事業者への支援費 （ア）情報収集費 （イ）参加者募集費 （ウ）参加者への研修・支援経費 ただし、参加者の研修参加に伴う旅費は、対象としない。 イ マッチング型商談会の企画・運営費 （ア）現地調整費 （イ）商談会の企画・運営費 ただし、参加者の渡航費及び輸送費は、対象としない。 （ウ）広報活動費 （エ）報告書作成費	定 額	１ 経費の欄に掲げる事業費の総額又は国庫補助金の総額の30%を超える増減 ２ 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	１ 事業実施地域の変更 ２ 事業実施回数の変更
8 農林水産物等輸出課題解決対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		１ 経費の欄に掲げる事業費又は国庫補助金の30%を超える増減	輸出課題の変更

	(1) 輸出課題解決調査費 (2) 普及啓発費	定 額 定 額	2 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
9 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		1 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減	対象品目の変更
	(1) DNA品種識別技術の開発費 (2) DNA品種識別技術の妥当性の確認費	1/2以内 定 額		
10 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 実証事業活動支援等費 (2) 海外日本食フェア等開催支援費 (3) 海外外食事業者向け商談会等出展支援費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
11 東アジア食品産業海外展開支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額 (4の(1)及び(2)にあつては、1/2又は1/3以内)	経費の欄に掲げる1の(1)から3の(2)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	1 国内対策 (1) 海外情報共有化促進費 情報提供・整理分析費 (2) 知的財産保護・技術流出防止費 ア 委員会開催費 イ 翻訳・分析費 (3) 進出可能性調査費 ア 委員会開催費 イ 現地調査費 ウ 調査設計・分析費 (4) 投資研修会開催・投資ミッショ			

	ン団派遣費 ア 国内投資研修会開催費 イ 投資ミッション団派遣支援費			
	2 海外現地対策 (1) 海外連絡協議会活動支援費 ア 協議会運営費 イ 協議会活動費 ウ 現地調査費 (2) 現地研修会開催費 ア 現地展開円滑化研修会・個別 相談会開催費 イ 海外投資環境整備研修会開催 費			
	3 パートナーシップ形成 (1) 優良パートナーシップ推進費 ア 委員会費 イ 調査費 ウ 報告会開催費 エ 広報資料作成費 (2) 規格基準・分析方法等調査費 ア 調査・分析費 イ ワークショップ開催費			
	4 技術的課題解決支援		経費の欄に掲 げる(1)及 び(3)、(2) 及び(3)の 経費の相互間 における経費 の増減	1 事業実施場 所の変更 2 事業の内容 に本質的な影 響を及ぼす手 法、機械及び 器具の変更 (能力に関す る変更を含 む。)
	(1) 中小企業等技術実証支援費 ア 機械装置費 イ 研究開発員費 ウ 研究活動費		経費の欄に掲 げるアからウ までの経費の 相互間におけ るそれぞれの 経費の30%を 超える増減	
	(2) 共同技術実証支援費 ア 機械装置費 イ 研究開発員費 ウ 研究活動費		経費の欄に掲 げるアからウ までの経費の 相互間におけ るそれぞれの 経費の30%を 超える増減	
	(3) 専門家による助言・指導等支援 費 ア 委員会費 イ 成果報告会等費		経費の欄に掲 げるア及びイ の経費の相互 間におけるそ れぞれの経費 の30%を超え る増減	

IV 資源・環境対策				
12 バイオマス資源活用促進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費			1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に基本的な影響を及ぼす手法の変更
	(1) バイオマス資源利用可能性調査事業 バイオマス資源利用可能性調査に要する経費	定 額		
	(2) 国産バイオ燃料等普及促進事業 ア 意識改革に向けた普及啓発費 イ バイオマス利活用コーディネーターの養成費	定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
13 食品産業環境対策支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における経費の増減	
	(1) 食品産業グリーンプロジェクト推進総合対策事業費	定 額	経費の欄に掲げるアからカまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	ア 食品廃棄物発生抑制推進事業費 (ア) 検討会開催費 (イ) 調査研究費 (ウ) アンケート調査費 (エ) ヒアリング調査費 (オ) 研修会等開催費 (カ) 啓発資料作成費 (キ) 報告書作成費			
	イ 技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業費 (ア) 推進事業費 (イ) 技術実証費 a 機械装置費 b 開発研究員費 c 研究活動費	定 額 1/2以内	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げるaからcまでの経費の相互間におけ	1 事業実施場所の変更 2 事業の内容

		るそれぞれの経費の30%を超える増減	に本質的な影響を及ぼす手法、機械及び器具の変更（能力に関する変更を含む。）
ウ フードバンク活動推進事業費 (ア) 検討会開催費 (イ) 研修会等開催費 (ウ) 指導員費 (エ) 報告書作成費	定 額		
エ 食品リサイクル・ループ構築促進事業費 (ア) 検討会開催費 (イ) 研修会等開催費 (ウ) 指導員費 (エ) 報告書作成費	定 額		
オ 食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業費 (ア) 検討会開催費 (イ) 研修会等開催費 (ウ) 指導員費 (エ) 報告書作成費	定 額		
カ 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業費 肥飼料化設備導入費	1/2以内		1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に本質的な影響を及ぼす手法、設備の変更（能力に関する変更を含む。）
(2) 食品産業 CO2削減促進対策事業費	定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
ア 排出削減のための具体的方策の検討費 (ア) 総合検討会費 (イ) 研修会開催費 (ウ) 業種別検討会費 (エ) 削減指針作成費 (オ) 業種別研修会開催費 (カ) アンケート調査費			
イ 事業者による優良取組事例の普及費			
(3) 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業費 ア 容器包装リサイクル法コンプ	定 額	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互	

	ライアンス推進部会費 イ 容器包装リサイクル法制度指導・措置研修会費 ウ 容器包装リサイクル法解説パンフレット作成費		間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
V 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化				
14 食品産業品質管理向上推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額（(1)のウの(イ)にあつては、1/2以内）	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	
	(1) HACCP等普及促進事業費 ア 低コスト導入手法構築等の実施費 (ア) 委員会・部会開催費 (イ) 低コスト導入手法構築費 (ウ) 研修費 (エ) 調査費		経費の欄に掲げるアからオまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	イ HACCP責任者・指導者養成研修等の実施費 (ア) 委員会・部会開催費 (イ) 研修費 (ウ) 助言・指導体制構築費 (エ) 情報収集・分析・発信費			
	ウ 指導者等の専門家活用支援費 (ア) 委員会・部会開催費 (イ) 専門家活用支援費			
	エ 食品の全社的品質管理体制づくりの普及啓発費 (ア) 委員会・部会開催費 (イ) 研修費 (ウ) 運用体制指導費			
	オ 消費者と連携したHACCP導入促進対策等の実施費 (ア) 委員会・部会開催費 (イ) 認知度調査費 (ウ) セミナー費 (エ) 学習用資料作成費			
	(2) 一般的衛生管理徹底事業費 ア 一般的衛生管理の徹底に必要な手法の検討費 (ア) 委員会・部会開催費 (イ) 調査費 (ウ) 実施手法検討費 イ 一般的衛生管理徹底研修等の実施費 (ア) 委員会・部会開催費		経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	

	(イ) 研修費			
15 食品産業信頼性向上対策支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における増減	
	ア 食品企業信頼確保対策支援事業 (ア) コンプライアンス確立研修会実施費 a 企画検討費 b 調査分析費 c 教材用ビデオ作成費 d 研修会開催費 (イ) 情報収集提供推進費 a 企画検討費 b 調査分析費 c システム開発費 d 広報費		経費の欄に掲げる a から d までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げる a から d までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	イ 食品産業表示推進支援事業 (ア) 普及検討委員会費 (イ) 取組状況調査費 (ウ) 事業者、消費者等との意見交換会費 (エ) 原産地表示アドバイザー育成研修会費		経費の欄に掲げる(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
VI 緑と水の環境技術革命プロジェクト				
16 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費 事業化可能性調査費	定 額		1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に基本的な影響を及ぼす手法の変更
農山漁村6次産業化対策整備事業				
未来を切り拓く6次産業創出事業				
I 地産地消・販路拡大・価値向上				
17 農商工等連携促進施設整備支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	1/2以内	経費の欄に掲げる施設等ごとに次に掲げる変更 1 事業費又は補助金の30%	1 施設等の新設又は廃止 2 施行箇所及び設置場所の変更

			を超える増減 2 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	3 施設等ごとの事業量の30%を超える増減
	(1) 食品の加工・販売のために必要な次の機械・施設の整備費 ア 農林漁業者と食品の製造等を行う民間事業者との間で、新商品等の原材料農林水産物（新商品等の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物に限る。）を有効に活用した食品の加工・販売に必要不可欠な、当該新商品等の製造過程の特殊性に対応した機械・施設 イ アの附帯施設 (2) 農林水産物の生産のために必要な次の機械・施設の整備費 ア 新規作物導入支援施設 イ 育苗施設 ウ 農林水産物運搬施設 エ 営農飲雑用水施設 オ 高生産性農業用機械施設 カ 特用林産物生産施設 キ 種苗生産・蓄養殖施設 ク 農林水産物処理加工施設 ケ 乾燥調製貯蔵施設 コ 農林水産物集出荷貯蔵施設 サ アからコまでの附帯施設			
18 農業主導型6次産業化整備事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる施設等又は2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 1 事業費又補助金の30%を超える増減 2 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業実施主体の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減
	(1) 6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等をいう。以下同じ。）が加工・流通・販売等に	1/2以内（イの(ウ)及びウの農業用機械及びその附帯施設について		

	についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な次の機械・施設等の整備等に要する経費 ア 加工・流通・販売等に関する機械・施設等 (ア) 農畜産物集出荷貯蔵施設 (イ) 農畜産物加工施設 (ウ) 農畜産物販売施設 (エ) 農畜産物提供施設 (オ) 未利用資源活用施設 (カ) 建物用地整備 (キ) (ア)から(カ)までの附帯施設 イ 生産に関する機械・施設等 (ア) 簡易土地基盤整備 (イ) 農業用水施設 (ウ) 高生産性農業用機械施設 (エ) 乾燥調製貯蔵施設 (オ) 育苗施設 (カ) 高品質堆肥製造施設 (キ) 新技術活用種苗等供給施設 (ク) (ア)から(キ)までの附帯施設 ウ 特認施設等 (ア) ア及びイに掲げる機械・施設等以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める機械・施設等 (イ) (ア)の附帯施設	は、1/3以内。 なお、補助の上限額は、5千万円とする。)		
	(2) 6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等が(1)の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な次の機械・施設等の整備等に要する経費 ア 生産に関する機械・施設等 (ア) 簡易土地基盤整備 (イ) 農業用水施設 (ウ) 高生産性農業用機械施設 (エ) 乾燥調製貯蔵施設 (オ) 育苗施設 (カ) 高品質堆肥製造施設 (キ) 新技術活用種苗等供給施設 (ク) (ア)から(キ)までの附帯施設 イ 特認施設等 (ア) アに掲げる機械・施設等以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める生産に関する機械・施設等 (イ) (ア)の附帯施設	1/3以内 (なお、補助の上限額は、5千万円とする。)		
II 資源・環境対策				

19 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費 (1) 工事費 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等太陽光パネル整備に必要な経費 (2) 設計費 太陽光パネル設置工事に必要な機械装置の設計費及びシステム設計費（耐震設計のボーリング調査など耐震等調査費を含む。） (3) 設備費 太陽光パネル設置工事に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送及び保管に要する経費 (4) その他 太陽光パネル設置工事のために直接必要なその他経費（工事負担金（電力））	1/2又は1/3以内		1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に基本的な影響を及ぼす手法、設備の変更（能力に関する変更を含む。）
------------------------------------	---	-------------------	--	--

別表 2（第 3 関係）

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分		交付決定者
農商工等連携支援事業の事業実施主体		
	特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、地域農商工等連携促進対策事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
	沖縄県に所在しており、地域農商工等連携促進対策事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
	その他の事業実施主体（全国団体、北海道の団体など）	農林水産大臣
知的財産戦略・ブランド化総合事業の事業実施主体		農林水産大臣
食文化活用・創造事業の事業実施主体		農林水産大臣
日本型食生活支援事業の事業実施主体		農林水産大臣
食品流通効率化・高度化支援事業の事業実施主体		農林水産大臣
地域商店街等活性化支援事業の事業実施主体		農林水産大臣
輸出総合支援事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策に係る林産業分野及び水産業分野の事業実施主体		農林水産大臣
輸出総合支援事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策に係るその他の事業実施主体		
	輸出を促進しようとする製品の産地等が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体	地方農政局長
	輸出を促進しようとする製品の産地等が沖縄県	沖縄総合事務局長

	にある事業実施主体	
	その他の事業実施主体（全国団体、北海道の団体など）	農林水産大臣
輸出総合支援事業のうちマッチング対策の事業実施主体		農林水産大臣
農林水産物等輸出課題解決対策事業		農林水産大臣
品種保護に向けた DNA 品種識別技術確立事業の事業実施主体		農林水産大臣
海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業の事業実施主体		農林水産大臣
東アジア食品産業海外展開支援事業の事業実施主体		農林水産大臣
バイオマス資源活用促進事業の事業実施主体		
	バイオマス資源利用可能性調査事業の実施地区が特定の地方農政局の管轄区域（注）にある事業実施主体	地方農政局長
	バイオマス資源利用可能性調査事業の実施地区が沖縄県にある事業実施主体	沖縄総合事務局長
	バイオマス資源利用可能性調査事業の実施地区が北海道にある事業実施主体 国産バイオ燃料等普及促進事業の事業実施主体	農林水産大臣
食品産業環境対策支援事業の事業実施主体		
	特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、食品産業グリーンプロジェクト推進総合対策事業のうちフードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業、食品廃棄物効率の収集体制構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長

	沖縄県に所在しており、食品産業グリーンプロジェクト推進総合対策事業のうちフードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業、食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
	その他の事業実施主体（全国団体、北海道の団体など）	農林水産大臣
	食品産業品質管理向上推進事業の事業実施主体	農林水産大臣
	食品産業信頼性向上対策支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業の事業実施主体	農林水産大臣
	農商工等連携促進施設整備支援事業の事業実施主体	
	北海道に所在する事業実施主体	農林水産大臣
	沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
	農業主導型6次産業化整備事業の事業実施主体	
	北海道に所在する事業実施主体	農林水産大臣
	沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
	農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業の事業実施主体	
	太陽光パネルの設置箇所が特定の地方農政局の管轄区域（注）にある事業実施主体	地方農政局長

	太陽光パネルの設置箇所が沖縄県にある事業実施主体	沖縄総合事務局長
	太陽光パネルの設置箇所が北海道にある事業実施主体	農林水産大臣

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成 12 年政令第 253 号)第 91 条に定める管轄区域である。

別記様式第 1 号（第 3 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表 1 の 1 の事業の項の経費
の欄の（1）の経費、同表の 7
の事業の項の経費の欄の（1）
の経費、同表の 1 2 の事業の項
の経費の欄の（1）の経費、同
表の 1 3 の事業の項の経費の欄
の（1）のウ、エ、オ及びカの
経費、同表の 1 7 の事業の項の
経費の欄に掲げる経費、同表の
1 8 の事業の項の経費の欄に掲
げる経費並びに同表の 1 9 の事
業の項の経費の欄に掲げる経費
については、別表 2 の左欄に掲
げる事業実施主体の区分に応じ、
同表右欄に掲げる者

所在地
団体名
代表者名
印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村 6 次
産業化対策事業関係補助金交付要綱第 3 の規定に基づき、補助金 円
の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
	円	
計		

記

（注） 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次の I 及び II の記載は、省略する
ものとする。

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び計画（又は実績）

（注） 事業の目的及び事業の内容については、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱第
5 に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画（又は実績）を添
付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	自 己 負担金 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。
2 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

IV 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 自 己 負 担 金	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇事業費 ※農山漁村6次産業 化対策事業関係補助 金交付要綱の別表1 の区分の欄に掲げる 区分及び経費の欄に 掲げる事業とその経 費を記載する。	円	円	円	円	
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあつては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）
- 4 実施設計書、実績報告にあつては出来高設計書
- 5 工事雑費内訳明細書（別紙）

※ 添付書類のうち、平成２２年度農山漁村６次産業化対策事業に係る公募要領（平成２２年３月５日付け２１総合第１９０７号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に基づき提出したものは、添付を省略することができる。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	〇〇〇円	〇〇〇円 内訳 〇〇会議出席 回数 〇回 人数 〇人 〇〇指導 回数 〇回 人数 〇人	〇〇〇円 内訳 〇〇会議費 回数 〇回 人数 〇人 〇〇説明会 回数 〇回 人数 〇人

（注） 工種又は施設区分ごとに記入すること。

別記様式第 2 号（第 5 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金変更承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

別表 1 の 1 の事業の項の経費
の欄の（１）の経費、同表の 7
の事業の項の経費の欄の（１）
の経費、同表の 12 の事業の項
の経費の欄の（１）の経費、同
表の 13 の事業の項の経費の欄
の（１）のウ、エ、オ及びカの
経費、同表の 17 の事業の項の
経費の欄に掲げる経費、同表の
18 の事業の項の経費の欄に掲
げる経費並びに同表の 19 の事
業の項の経費の欄に掲げる経費
については、別表 2 の左欄に掲
げる事業実施主体の区分に応じ、
同表右欄に掲げる者

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知
があった事業について、下記のとおり変更したいので、農山漁村 6 次産業化対
策事業関係補助金交付要綱第 5 の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、
補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後
の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二
段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のう
ち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場
合についてのみ添付すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認
申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」
と置き換えること。

平成〇〇年度第〇四半期〇〇〇〇事業費補助金の概算払請求書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長

〔又は農林水産大臣〕 殿

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定通知のあった、この事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	国庫補助金中〇割相当額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備 考
				金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第 4 号（第 9 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表 1 の 1 の事業の項の経費
の欄の（１）の経費、同表の 7
の事業の項の経費の欄の（１）
の経費、同表の 12 の事業の項
の経費の欄の（１）の経費、同
表の 13 の事業の項の経費の欄
の（１）のウ、エ、オ及びカの
経費、同表の 17 の事業の項の
経費の欄に掲げる経費、同表の
18 の事業の項の経費の欄に掲
げる経費並びに同表の 19 の事
業の項の経費の欄に掲げる経費
については、別表 2 の左欄に掲
げる事業実施主体の区分に応じ、
同表右欄に掲げる者

所在地
団体名
代表者名
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金交付要綱第 9 の規定に基づき、その遂行状況(平成〇年〇月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況(平成○年○月末日現在)				備 考
		平成○年○月末日ま でに完了したもの		平成○年○月末日以 降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 区分の欄は、該当する事業のみを記入すること。
2 4 月から 6 月までを第 1・四半期、7 月から 9 月までを第 2・四半期、10 月
から 12 月までを第 3・四半期とし、交付決定の日が属する四半期以降について
報告すること。

別記様式第5号（第9関係）

平成〇〇年度〇〇〇〇事業費補助金の概算払請求書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長
〔又は農林水産大臣〕 殿
官 署 支 出 官 〇 〇

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付 第 号により交付決定通知があったこの事業について、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱第9の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	(A) 国 庫 補 助 金	国庫補 助金中 〇割相 当額	(B) 既受領額		遂行状 況報告 平成〇 年〇月 末日の 出来高	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残 額		事業完 了予定 年月日	備考
				金額	出来 高		金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計												

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第 6 号（第 1 0 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金実績報告書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

別表 1 の 1 の事業の項の経費
の欄の（１）の経費、同表の 7
の事業の項の経費の欄の（１）
の経費、同表の 1 2 の事業の項
の経費の欄の（１）の経費、同
表の 1 3 の事業の項の経費の欄
の（１）のウ、エ、オ及びカの
経費、同表の 1 7 の事業の項の
経費の欄に掲げる経費、同表の
1 8 の事業の項の経費の欄に掲
げる経費並びに同表の 1 9 の事
業の項の経費の欄に掲げる経費
については、別表 2 の左欄に掲
げる事業実施主体の区分に応じ、
同表右欄に掲げる者

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金交付要綱第 1 0 の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容に従い事業を実施した。

事業の目的、事業の内容及び実績、経費の配分及び負担区分、事業完了年月日、収支予算については、〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容と同じであった。

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 当該実績報告書に記載する内容が、申請書に記載した内容（申請書に変更があった場合には変更後の内容）に相違ない場合には、（ ）内のみを記載することとし、以後の記載は省略するものとする。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

平成〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表1の1の事業の項の経費
の欄の（1）の経費、同表の7
の事業の項の経費の欄の（1）
の経費、同表の12の事業の項
の経費の欄の（1）の経費、同
表の13の事業の項の経費の欄
の（1）のウ、エ、オ及びカの
経費、同表の17の事業の項の
経費の欄に掲げる経費、同表の
18の事業の項の経費の欄に掲
げる経費並びに同表の19の事
業の項の経費の欄に掲げる経費
については、別表2の左欄に掲
げる事業実施主体の区分に応じ、
同表右欄に掲げる者

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農山漁村6次産業化対策事業関係補助金について、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円

（注）市町村別、事業主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第 8 号（第 1 2 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名												
事業 種類	事業 の 内 容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容		
								国庫補助金	都道府県費	その他						
							円	円	円	円						
	計															
	計															
	計															
合 計																

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第9号（第14関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
内 容		金 額	
		千円	
-----		千円	
合 計		千円	
合 計		千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
			千円
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円(B)
(2) (1)以外の支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
7. その他			
内 容		金 額	
		千円	
-----		千円	
-----		千円	
合 計		千円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(記入上の留意事項)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該一般社団法人等の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。

なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、

- ① 当該一般社団法人等から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等(間接補助金)

- ② 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)

とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」について、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2) (1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

- 4 「7. その他」には、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

平成〇〇年度補助金等概要報告書

法人名	
-----	--

(1) 年間収入 (総収入－前期繰越金)				千円 (A)
(2) 補助金等の交付実績額				
名	称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
合 計				千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率				% (B/A)